

平群町地域公共交通会議設置要綱

平成22年3月19日制定

(設置)

第1条 平群町における地域公共交通の活性化及び再生を推進する観点から需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため「道路運送法」(昭和26年法律第183号)の規定に基づく平群町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

なお、この交通会議は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)に規定する協議会の性格を有するものとする。

(所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 平群町の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 町営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 連携計画の作成および変更の協議に関する事項
- (4) 連携計画の実施に関する連絡調整に関する事項
- (5) 連携計画に基づく事業の実施に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成)

第3条 交通会議は、委員25人以内をもって組織する。

- (1) 平群町長
- (2) 平群町教育委員会教育長
- (3) 国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局長
- (4) 奈良県郡山土木事務所長
- (5) 奈良県警察西和警察署長
- (6) 奈良県土木部道路・交通環境課長
- (7) 奈良県生活交通対策連絡協議会の委員で町長が認める者
- (8) 地域住民の代表者又は輸送サービスの利用者が町長が認める者
- (9) 一般旅客自動車輸送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体
- (10) 社団法人奈良県バス協会及び奈良県タクシー協会
- (11) 一般乗合旅客自動車輸送事業者
- (12) 一般貸切(乗用)旅客自動車輸送事業者
- (13) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により交通会議の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会長は、平群町長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

(副会長)

第6条 副会長は、委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議の会議は会長が招集する。

2 交通会議の議長は、会長があらかじめ指名する副会長となる。

3 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員は、都合により会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができる。

5 前項の場合において、欠席する委員は、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。

6 会議は原則として公開とする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 交通会議で協議の整った事項については、交通会議の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(経費)

第9条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(監査)

第10条 交通会議に監査委員を2名置く。

2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。

3 監査委員は、交通会議の会計監査を行う。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第11条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別

に定める。

(報酬)

第12条 委員の報酬は、これを支給しない。

(事務局)

第13条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、平群町総務財政課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合は、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月19日から施行する。